

平成29年度・神奈川県地方審査実施要項（1）

平成29年4月 神奈川県弓道連盟

【施行日/会場】

施行日	6月4日	6月25日	8月20日	9月17日	10月22日	11月19日	2月11日	2月12日
無指定	常盤			県武	県武 厚塚木			県武
初段		県武	県武			県武	県武	
弐段		県武	県武			県武		大和
参段		鎌倉	厚木			藤沢	鎌倉	
四段		厚木	鎌倉			厚木	平塚	
業野協会 締切日	4月27日	5月18日	7月27日	8月10日	9月14日	10月12日	1月4日	1月4日
県連締切日	5月4日	5月25日	8月4日	8月17日	9月22日	10月19日	1月11日	1月12日
審査前練習日				8月19日	10月14日			1月27日

◎審査前練習日（県武のみ）審査を受ける人は9時30分から16時30分まで都合のよい時間で練習できます。無料です。

学科試験問題

（公財）全日本弓道連盟発行平成29年度版A群、B群からそれぞれ1問、計2問を出題する

【審査料】

請求段位	審査料
無指定	1,030
初段	2,050
弐段	3,100
参段	4,100
四段	5,100
五段	6,200
六段	7,200
七段	8,200
八段	10,300
錬士	6,200
教士	9,300

【登録料】

段・級位	全弓連登録料	事務協力費	合計
級位	1,030	0	1,030
初段	3,100	500	3,600
弐段	4,100	1,000	5,100
参段	5,100	2,000	7,100
四段	6,200	3,000	9,200
五段	10,300	5,000	15,300
六段	30,900	10,000	40,900
七段	51,000	20,000	71,000
八段	72,000	30,000	102,000
錬士	41,000	15,000	56,000
教士	62,000	20,000	82,000

◎申込 所定の審査申込書に必要事項記入の上、各団体取り纏めの上総括表を添付し申し込むこと。

審査料は郵便払込取扱票を使用し、審査名称・施行日・審査料明細・登録団体及び学校名を記載する。

◎申込先 【地方審査四段以下】

〒221-0802 横浜市神奈川区六角橋6丁目28番20号ハイツサイトウB棟103号
神奈川県弓道連盟IT事務所 宛 TEL・Fax 045-413-0855

【五段連合審査】

〒234-0056 横浜市港南区野庭町608-5-564
神奈川県弓道連盟連合審査担当 中村まさ子 宛 TEL・Fax 045-843-1301

【中央審査】

〒245-0061 横浜市戸塚区汲沢4-30-32長谷川欣一方
神奈川県弓道連盟 宛 TEL・Fax 045-861-3437

◎注意 中央審査は審査申込書に総括表を添付し所属団体にて一括して送付すること。

審査料は郵便振込取扱票を使用し送金のこと。

10月22日の無指定審査は申込締切後審査会場を連絡する。

神奈川県地方審査実施要項（2）

（平成29年4月）

県 武	神奈川県立武道館弓道場	横浜市営地下鉄「岸根公園」から徒歩5分
常 盤	横浜市常盤公園弓道場	相鉄線「和田町」から徒歩20分
平 塚	平塚市総合体育館弓道場	東海道線「平塚駅」から2.5km
鎌 倉	鎌倉武道館弓道場	東海道線・横須賀線「大船駅」から徒歩20分
藤 沢	藤沢市秩父宮記念体育館弓道場	東海道線「藤沢駅」から徒歩15分
厚 木	厚木市東町スポーツセンター弓道場	小田急線「本厚木駅」から徒歩15分
大 和	大和市スポーツセンター弓道場	小田急江ノ島線、相模鉄道「大和駅」徒歩10分

- * 10月22日の無指定会場は受審者数を案分し、申込締切後
県連から会場を通知する。希望会場記載の場合は考慮する場合がある。
- * 各会場とも9時30分に開会式を開始する。
- * 審査申込書用紙は県弓連の定めた「県弓連用」様式を使用し、必要事項を記入のこと。
虚偽の記載がある場合は無効となる。
- * 「支部長承認・学校責任者承認」欄には所属団体の会名と会長名を記入し、認証印を捺印のこと。
- * 右下「審査種別」は左上「受審する審査種別」と同じ内容を記入のこと。
- * 右下「審査名称」は中央審査・臨時中央審査・連合審査・地方審査の別を記入のこと。
審査名称は審査要項の記載名称に合わせる
- * 講習会受講欄には各団体内で行った伝達講習参加も記入のこと。
- * 学生は必ず学校名及び学年を明記すること。（一般団体登録の学生も含む）
- * 審査申込書には必ず黒色ボールペンかインクペンにて記入のこと、
黒色以外のペンや鉛筆記入は不可。

- 無指定
- (1) 五級～壹級及び初段を認定する。
 - (2) 級位を認定された場合次回は初段を受審出来る。
 - (3) 学科試験は、指定の作文用紙を当日朝受付に提出する。
学科問題 1. 射法八節を順に列記し、簡単に説明しなさい。
2. 弓道を学んで良かったと思うことを述べなさい
 - (4) 作文用紙は県連指定の用紙B4（両面印刷）にまとめID番号・氏名・受審番号
を記入して提出すること。
 - (5) 当日朝までに作文が提出されない場合は、学科試験を受審しなかったと見做す。
 - (6) **初段を認許された人は初段受審者と同格とみなし審査料の差額1,020円と
登録料 3,600円 合計 4,620円**を納入すること。

- 段 位 初段受審は、級位取得者のみ
弐段以上の受審者は現段位から満5ヶ月を経過していること。
- * 開会式以外は射場への入場は禁止なので射場[場の把握]確認は事前に行うこと。
 - * 四段受審は和服着用とする。〔肌脱ぎ・襷さばき〕
 - * 第一控までの呼び出しに応じない者は棄権と見做す。
 - * 学科試験の際、机上にIDカードを提示すること。
 - * 結果発表後、所定の登録料未払いの者は合格を放棄したものと見做す。
 - * 納入した審査料は返却しない。
 - * 審査実施要項は年度始めにのみ1回送付するので大切に管理すること。
 - * 立射で受審する際は審査申込書に立射で受審したい旨を枠内に**朱書き**し、その事由を
証明するもの（**団体代表の証明書・診断書コピー等**）を添付すること。
 - * 申し出の有る場合を除き、模範解答に選ばれた学科解答を県連報及び弓道誌に
記載することの承諾を得たものとする。
 - * **申し出の有る場合を除き、合格者名を県連HP・県連報・弓道誌に掲載することの承諾を
得たものとする。**
 - * **納入した諸費用の領収書発行は致しません。**